

令和8年度執行茨城県議会議員一般選挙臨時啓発業務委託契約書

茨城県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、令和8年度執行茨城県議会議員一般選挙の臨時啓発業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（1）委託業務名 令和8年度執行茨城県議会議員一般選挙臨時啓発業務委託

（2）業務の内容 別添「令和8年度執行茨城県議会議員一般選挙臨時啓発業務委託仕様書」のとおり

2 乙は、前項に掲げる委託業務を履行するに当たっては、甲の確認を得るものとする。

（委託期間）

第2条 委託期間は、契約締結の日から令和9年1月29日までとする。

（委託料）

第3条 委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）は、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）以内とする。

（委託料の支払）

第4条 甲は、委託業務が完了しその額が確定した後に、委託料を乙の請求により支払うものとする。

2 甲は、乙の請求により必要があると認められる金額については、前項の規定に関わらず、委託料の90パーセントを超えない範囲内で概算払をすることができる。

3 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書（様式1）を甲に提出するものとする。

（契約保証金）

第5条 甲は、乙の納付すべき契約保証金を免除する。

（再委託の制限）

第6条 乙は、この委託業務達成のため、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ書面により甲の承諾を得なければならない。

（実施計画書）

第7条 乙は、契約締結後速やかに実施計画書（様式2）を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

2 乙は、実施計画書の変更をしようとするときは、変更後の実施計画書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、変更の内容が軽微なものであると甲が認めたものについては、この限りで

ない。

（実績報告）

第8条 乙は、委託業務が終了したときは、遅滞なく、委託業務の成果を記載した実績報告書を甲に提出しなければならない。この場合において、第4条第2項の規定による概算払を受けたときは、実績報告書に概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成5年茨城県告示第404号）様式第102号）を添付するものとする。

（検査及び委託料の確定）

第9条 甲は、前条の規定により、乙から実績報告書の提出があったときは、遅滞なく、この契約の内容に適合するものかどうかを検査し、適合すると認めたときは、委託料の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

（著作権）

第10条 この契約により作成された成果品に関する一切の著作権は、甲に帰属するものとする。

（秘密の保持）

第11条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。この契約の終了又は解除後も、同様とする。

2 乙は、委託業務の実施に際して甲から資料等を貸借した場合は、当該資料等を適正に管理する義務を負い、使用後は速やかに甲に返還するものとする。

3 乙は、前項の規定により貸借した資料等を複製しようとする場合は、あらかじめ書面により甲の承諾を得なければならない。

（個人情報の保護）

第12条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項及び第67条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特約事項を遵守しなければならない。

（権利、義務の譲渡禁止）

第13条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

ただし、甲の承諾を得た場合又は信用保証協会若しくは中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書の規定に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合の甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が茨城県財務会計オンラインシステム事務処理要項第54条の規定により支出票の決裁コードを入力した時点で生ずるものとする。

(委託業務の中止等)

第14条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託業務の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議の上、契約の解除又は一部変更を行うものとする。

3 前項の規定により契約を解除したときは、第4条第1項、第8条及び第9条の規定に準じて精算するものとする。

(契約の解除等)

第15条 甲は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約又はこの契約に基づく甲の指示に違反しているため契約の目的を達成することができないと甲が認めたとき。

(2) 乙がこの契約を誠実に履行しないとき又は履行する見込みがないと甲が認めたとき。

(3) 乙が茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であることが判明したとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

3 第1項の規定による契約の解除により甲に損害が生じた場合において、当該損害額が前項の違約金の額を超えるときは、乙は同項の違約金のほか、その超える額を甲の算定するところにより、甲に支払わなければならない。

(疑義の処理)

第16条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 水戸市笠原町978番6
茨城県知事 大井川 和彦 ⑨

乙

⑨

特約事項

1 受託者の責務

委託業務を処理するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 個人情報の収集の制限

委託業務を処理するため個人情報を収集するときは、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

3 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

委託業務を処理するため収集し、又は作成した個人情報（委託業務を処理するため甲から引き渡された住所録等）は、委託業務を処理するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

4 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。

様式 1

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

住所

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

概算払請求書

このことについて、令和8年度執行茨城県議会議員一般選挙臨時啓発業務委託契約書第4条第2項の規定に基づき、概算払を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

- ## 1 概算払を必要とする理由

- ## 2 契約額

金 円

- ### 3 概算払請求額

金 円

- #### 4 既概算払受領済額

金 円

＜振込先＞

銀行名： 銀行

支店名： 支店

預金の種類：

口座番号：

名義人（ふりがな）：

様式 2

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

実施計画書

令和 8 年度執行茨城県議会議員一般選挙臨時啓発業務委託契約書第 7 条第 1 項（第 7 条第 2 項）の規定に基づき、実施計画について下記のとおり提出します。

記

1 実施内容

2 実施時期